第6 泡消火設備

令第13条及び第15条並びに規則第18条の規定によるほか、次によること。

1 加圧送水装置の設置場所

第2 屋内消火栓設備 3の規定を準用すること。

2 ポンプを用いる加圧送水装置等

第2 屋内消火栓設備 4の規定を準用すること。

3 水源

第2 屋内消火栓設備 6の規定を準用すること。

4 配管等

配管、管継手及び弁類(以下この第6において「配管等」という。)は、規則第18条 第4項第8号の規定によるほか、次によること。

(1)機器

第2 屋内消火栓設備 7、(1)の規定を準用すること。

(2) 設置方法

第2 屋内消火栓設備 7、(2)の規定を準用するほか、次によること。

ア 外気が流通するおそれのある駐車場等に設ける起動用スプリンクラーヘッド等の 配管には、凍結防止のための措置を講じること。

イ 駐車の用に供される部分、車両が通行するスロープ等では、車両が配管等に接触 することによる折損及び破損事故を防止する措置が講じられていること。

5 非常電源、配線等

令第15条第6号及び規則第18条第4項第13号の規定によるほか、第2 屋内消火栓設備 9の規定を準用すること。

6 耐震措置

規則第18条第4項第16号に規定する措置は、第2 屋内消火栓設備 10の規定 を準用すること。

7 固定式の泡消火設備の基準

前1から6までの規定によるほか、次によること。

(1) ポンプの吐出量

規則第18条第4項第9号ハ(イ)に規定するポンプの吐出量(高発泡用泡放出口

を用いるものを除く。)は、隣接する2の放射区域(令別表第一(13)項ロに掲げる 防火対象物は、1放射区域)の床面積の合計が最大となる部分に設けられたすべての 泡ヘッドから、泡水溶液を同時に放射することができる毎分当たりの量以上の量とす ること。

(2) 水源の水量

規則第18条第2項第1号及び第2号の規定によるほか、次によること。

- ア 固定式の泡消火設備(高発泡用泡放出口を用いるものを除く。)は、前(1)に規 定する泡ヘッドを同時に開放した場合に、種別に応じて定められた放射量で10分 間放射することができる量の泡水溶液を作るのに必要な量以上の量とすること。
- イ 前アのほか、規則第18条第2項第5号に規定する泡水溶液(ポンプから最遠の 2放射区域までの配管を満たす量)を作るのに必要な水量を加算すること。

(3) 放射区域

規則第18条第4項第5号に規定される放射区域及びフォーム・ウォーター・スプリンクラーへッドを用いる泡消火設備の放射区域は、次によること。

- ア 放射区域は、原則として、不燃材料で造られた壁、又は天井より 0.4メートル 以上突き出したはり等により区画された区域とすること。
- イ 自動車の修理又は整備の用に供される部分及び駐車の用に供される部分(以下この第6において「駐車場等の部分」という。)にあっては、一の放射区域(一の一斉開放弁が受けもつ区域)の面積は、50平方メートル以上100平方メートル以下とすること。ただし、不燃材料で造られた壁等により、火災の延焼拡大が一部に限定される場合にあっては、放射区域の面積を50平方メートル以下とすることができる。
- ウ 令別表第一(13)項ロに掲げる防火対象物にあっては、当該部分の床面積の3 分の1以上の面積で、かつ200平方メートル以上(当該200平方メートル未満 となる場合にあっては、当該床面積)となるように設けること。

(4)泡消火薬剤混合装置等

泡消火薬剤混合装置は、規則第18条第4項第14号に規定する消防庁長官の定める基準が示されるまでの間、次によること。

- ア 混合方式は、プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式、プレッシャープロポーショナー方式又は、ポンプ・プロポーショナー方式とし、使用する泡消火薬剤の種別に応じ、規定される希釈容量濃度が確実に得られるものであること。
- イ 起動装置の作動から泡放出口の泡水溶液の放射までに要する時間は、おおむね1 分以内であること。
- ウ 泡消火薬剤と水とを混合させる部分に用いるベンチュリー管等の機器(以下のこの第6において「混合器」という。)又は泡消火薬剤と水とを混合させる部分の配管 結合は、放水区域を受け持つ一斉開放弁の直近に設けること。ただし、一斉開放弁

までの配管内に規定される希釈容量濃度の泡水溶液を常時充水する配管設備とする場合は、この限りでない。

(5) 泡放出口

フォームヘッド(合成界面活性剤泡消火薬剤及び水生膜泡消火薬剤を用いるものに限る。)は、規則第18条第4項第14号に規定する消防庁長官の定める基準が示されるまでの間、評定品を使用すること。また、泡消火薬剤は、評定時に組合せを指定されたものとすること。

(6) 泡放出口の配置等

規則第18条第1項第2号及び第3号によるほか、駐車場の部分に設けるフォーム ヘッド(合成界面活性泡消火薬剤及び水成膜泡消火薬剤を用いるものに限る。)は、規 則第18条第4項第14号に規定する消防庁長官の定める基準が示されるまでの間、 次によること。

ア 使用するフォームヘッドの許容取付け高さにおいて、放射区域の各部分からの一のフォームヘッドまでの水平距離が2.1メートル以下となるように設けること。 ただし、側壁型のフォームヘッドは設計仕様の水平距離内に設けること。

イ 配置型による間隔

- (ア) 壁際及び放射区域の防護境界線(以下この第6において「壁等」という。)までのヘッドの距離は、前アの数値の1/2以下とすること。
- (イ) ダクト、空調吹出口、配管、吊り金具、照明器具等で障害物となるものが設けられている場合は、当該障害物から水平方向に30センチメートル以上離してヘッドを設けること。ただし、障害物の下端より下方となる位置に設ける場合は、この限りでない。

(7)起動装置

ア 自動式の起動装置

規則第18条第4項第10号イの規定によるほか、次によること。

- (ア) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる場合
 - a スプリンクラーヘッドは、各放射区域ごとに設けること。
 - b スプリンクラーヘッドは、標示温度が79℃未満のものを使用し、1個の警戒 面積は20平方メートル以下とすること。
 - c スプリンクラーヘッドの取付け面の高さは、床面から5メートル以下とし、火 災を有効に感知できるように設けること。

(イ) 感知器を用いる場合

- a 感知器は、各放射区域ごとに、規則第23条第4項、第24条第1項第1号イ 及びロの規定の例により設けること。
- b 感知器は、熱式の特種(定温式に限る。)、1種又は2種を使用すること。
- c 非火災報による誤作動対策を講じる場合は、AND 回路制御方式による次のい

ずれかの方法とすること。この場合において、泡消火設備専用の感知器からは、自動火災報知設備へ信号が送られないものとすること。

- (a) 異なる種別で、かつ、複数の泡消火設備専用の感知器からの信号により 起動する方法
- (b) 一の火災信号は自動火災報知設備の感知器からの信号、ほかの火災信号 は泡消火設備専用の感知器からの信号とし、これらの信号により起動す る方法。この場合において、感知器は異なる種別とすること。

イ 手動式の起動装置

規則第18条第4項第10号ロの規定によるほか、次によること。

- (ア) 駐車の用に供する部分は、放射区域ごとに1個設けること。
- (イ) 令別表第一(13)項ロに掲げる防火対象物は、放射区域ごとに火災の表示装置の設置場所及び放射区域の直近で操作に便利な場所に集結して、それぞれ1個設けること。
- (ウ)前(ア)及び(イ)の操作部と同一放射区域が判別できるように、それぞれの 配管に識別できる表示をすること。(幅30センチメートル同一色塗装等)
- ウ フォームヘッドによる固定式泡消火設備(駐車の用に供される部分等に設けるもの)には、前アの自動起動装置及び前イの手動式の起動装置を設置すること。

(8) 自動警報装置等

規則第18条第4項第12号の規定によるほか、次によること。

- ア 一の流水検知装置が警戒する区域の面積は、3,000平方メートル以下(主要な出入口から内部を見とおすことができる場合は、この限りでない。)とし、2以上の階にわたらないこと。
- イ 一斉開放弁を電気的に作動させる常時回路方式のものは、受信機において警戒する区域及び放射区域ごとに終端抵抗を入れた電通試験装置(セレクター)又は末端に設けた発信器により導通が確認できる構造とすること。
- ウ 乾式流水検知装置を用いることはできないものとする。

(9) 制御弁等

ア 泡消火設備の配管には、自動警報装置を設置する系統ごとに規則第14条第1項 第3号に規定する制御弁を設置すること。

イ 各放射区域の一斉開放弁には仕切弁を設置すること。

(10) 泡消火薬剤の貯蔵量

規則第18条第3項に規定される泡消火薬剤の貯蔵量(高発泡用放出口を用いるものを除く。)は、前(1)に定める泡水溶液の量に、それぞれの泡消火薬剤の種別に応じた希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。

≪泡消火薬剤の貯蔵量の計算≫

泡消火薬剤の容量(リットル) = q×n×m×t

q:ヘッドの放射量(リットル/分)

n:2放射区域のヘッドの個数

m:原液の混合率(3%、6%等)

t:放射時間(分)(移動式は15分、それ以外は10分)

(11) 泡消火薬剤貯蔵タンク等

ア 加圧送水装置若しくは泡消火薬剤混合装置の起動により加圧されるもの又は常時 加圧された状態で使用するものは、圧力計を設けること。

イ 泡消火薬剤の貯蔵量が容易に確認できる液面計又は計量棒等を設けること。

ウ 泡消火薬剤貯蔵タンクの設置場所は第2 屋内消火栓設備 3の規定を準用する こと。

8 移動式の泡消火設備の基準

前1から6までの規定によるほか、次によること。

(1) 移動式の泡消火設備を設置することができる部分

第1節第8 泡消火設備等で移動式とすることができる場所の取扱いの規定によること。

(2) ポンプの吐出量

規則第18条第4項第9号ハ(イ)に規定される吐出量は、次の量以上とすること。 ア 駐車場等に設けるもの

同一階におけるノズルの設置個数が一のものは130 リットル/分以上の量、同一階におけるノズルの設置個数が2 以上のもの、又は各階に設置してあるノズルの合計が5 以上のものは、260 リットル/分以上の量

イ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫等に設けるもの

同一階又は屋上部分におけるノズルの設置個数が1のものは260リットル/分以上の量、2以上のものは520リットル/分以上の量

(3) ポンプの全揚程

規則第18条第4項第9号ハ(ロ)に規定される移動式の泡消火設備のノズルの先端の放射圧力換算水頭は、35メートル以上とすること。

(4) 泡消火薬剤混合装置等

ア 混合方式は、プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式、プレッシャー・プロポーショナー方式又はライン・プロポーショナー方式(ピックアップ方式を除く。)とすること。

イ プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式の混合器(2管式のものに限る。)

は、泡放射用器具の格納箱に収納するか、又はその直近(おおむね5メートル以内) に設置すること。

- ウ プレッシャー・プロポーショナー方式の混合器及び泡消火薬剤槽は、泡放射用器 具の格納箱内に収納しておくこと。
- エ 泡消火薬剤の貯蔵量及び泡消火薬剤貯蔵タンクは、前7(10)及び(11)によること。

(5) 起動装置

規則第12条第1項第7号へ及びトの規定の例により設けること。

(6) 泡放射用器具格納箱

ア 内部又はその直近の見やすい箇所に、使用方法を表示すること。

イ 移動式泡消火設備である旨及び消火剤の種類を表示した標識は次によること。

標識類の種類	長さ(センチメートル)		色	
	短辺	長辺	地	文字
「移動式泡消火 設備」と表示し た標識	10以上	30以上	赤	白

(7) ホース接続口

規則第18条第4項第10号ロ(ホ)の規定によるほか、開閉の操作が2以下で、かつ、水のみを放射することができる構造とすること。

(8) ホース及び筒先

ア 長さ20メートル以上のホース及び筒先を、泡放射用器具格納箱に収納しておく こと。

イ 令第15条第3号に規定される「有効に放射することができる」とは、当該ホースを展長させたものに放水距離(各設備の仕様によるもの。)を加えた範囲内に当該規定で定められた放水範囲各部分が包含されることをいう。

(9) 配管の摩擦損失計算

各ノズルの放射量を、駐車場等の部分にあっては130リットル/分、飛行機又は 回転翼航空機の格納箱等にあっては260リットル/分として摩擦損失計算を行うこ と。